

# 電気料金種別定義書

## 【一般家庭プラン】

ELJ ソーラーコーポレーション株式会社

## 目次

1. 実施期日 .....	2
2. 定義.....	2
3. 適用条件 .....	2
4. 電気料金 .....	3
5. 契約電流の変更 .....	4
6. 本定義書の変更および廃止 .....	4
別表 .....	5
1. 電気料金 .....	5
2. 燃料費調整 .....	5
3. 離島ユニバーサルサービス調整 .....	7

電気料金種別定義書【一般家庭プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額（10%）を含みます。

## 1. 実施期日

「本定義書」は、2023年6月1日より実施します。

## 2. 定義

(1) 本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

## 3. 適用条件

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること、または、②契約容量が6キロボルトアンペア未満であること。
関西、中国、四国	当社との契約時または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### (3) 契約電流、契約容量または最大需要容量

北海道、東北、	イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40
---------	--

東京、中部、北陸、九州	<p>アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量を契約電流の値とします。</p> <p>ハ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
関西、中国、四国	<p>ニ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。</p> <p>ホ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における値を引き継ぐものとします。契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とし、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることと同義とします。</p> <p>ヘ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p>

#### 4. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、別表 3（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。最低月額料金、電力量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。

## 5. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 6. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 別表

### 1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

	最低月額料金		従量料金単価	
北海道電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	32.80 円
東北電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	28.80 円
東京電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	29.00 円
中部電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	29.00 円
北陸電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	26.60 円
関西電力管内	1 契約につき	0.00 円	1 キロワット時につき	25.80 円
中国電力管内	1 契約につき	0.00 円	1 キロワット時につき	27.80 円
四国電力管内	1 契約につき	0.00 円	1 キロワット時につき	27.80 円
九州電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	26.50 円

※2023 年 6 月 1 日以降に到来する料金の算定期間に対して適用します（2023 年 5 月末日までに電力供給を開始されているお客様は、2023 年 6 月の検針日においては改定前の電気料金が適用されます。他方、2023 年 6 月 1 日以降に電力供給を開始されているお客様は、2023 年 6 月中に検針日を迎える場合であっても上記電気料金が適用されますのでご注意ください。）。

### 2. 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額

燃料費調整額は、毎月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を乗じて算定いたします。燃料費調整単価の算定期間及び対象となる燃料費調整額適用期間については、(3) に定義されます。

#### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、一般社団法人日本卸電力取引のスポット市場における取引価格から算出される(イ)に基づき、毎月、以下の定義によって算出される(ロ)または(ハ)となります。

##### (イ) エリアプライス平均値

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日から末日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライスの平均値を指します（沖縄電

力管内はシステムプライスの平均値となります)。算出に用いた各エリアプライス及びシステムプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。

電力エリア	対象となるエリアプライス（税抜） 及びシステムプライス（税抜）
北海道電力管内	北海道エリア エリアプライス
東北電力管内	東北エリア エリアプライス
東京電力管内	東京エリア エリアプライス
中部電力管内	中部エリア エリアプライス
北陸電力管内	北陸エリア エリアプライス
関西電力管内	関西エリア エリアプライス
中国電力管内	中国エリア エリアプライス
四国電力管内	四国エリア エリアプライス
九州電力管内	九州エリア エリアプライス

(ロ) (還元) 燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が7.00円未満の場合に、7.00円から各電力エリアのエリアプライス平均値を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたもの

(還元) 燃料費調整単価：(7.00-各電力エリアのエリアプライス平均値) × 1.1

(ハ) (請求) 燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が13.00円超の場合に、各電力エリアのエリアプライス平均値から13.00円を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたもの

(請求) 燃料費調整単価：(各電力エリアのエリアプライス平均値-13.00) × 1.1

(3) 燃料費調整単価算定期間、燃料費調整額適用期間

毎月、以下(A)に定義する燃料費調整単価算定期間における各電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された燃料費調整単価を、以下(B)に定義する燃料費調整額適用期間の使用電力量に適用いたします。

(A)燃料費調整単価算定期間	(B)燃料費調整額適用期間
----------------	---------------

毎年 1 月 1 日～1 月末日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日～2 月末日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日～3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日～4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日～5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日～6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 7 月 1 日～7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 8 月 1 日～8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間
毎年 9 月 1 日～9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 1 日～10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から 1 月の検針日前日までの期間
毎年 11 月 1 日～11 月末日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 12 月 1 日～12 月末日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間

### 3. 離島ユニバーサルサービス調整

#### (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

##### イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、およびγは、次のとおりとします。

	α	β	γ
北海道電力管内	-	-	-
東北電力管内	-	-	-
東京電力管内	-	-	-
中部電力管内	-	-	-
北陸電力管内	-	-	-
関西電力管内	-	-	-
中国電力管内	-	-	-
四国電力管内	-	-	-
九州電力管内	1.0000	-	-

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(ハ) 上限価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(ハ) 上限価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 離島基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

	離島基準燃料価格	上限価格
北海道電力管内	-	-
東北電力管内	-	-
東京電力管内	-	-
中部電力管内	-	-
北陸電力管内	-	-
関西電力管内	-	-
中国電力管内	-	-

四国電力管内	-	-
九州電力管内	52,500 円	78,800 円

#### 八 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間

毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は, 翌年の 2 月 29 日までの期間)	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間
---	----------------------------------

## 二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

北海道電力管内	1 キロワット時につき	-
東北電力管内	1 キロワット時につき	-
東京電力管内	1 キロワット時につき	-
中部電力管内	1 キロワット時につき	-
北陸電力管内	1 キロワット時につき	-
関西電力管内	1 キロワット時につき	-
中国電力管内	1 キロワット時につき	-
四国電力管内	1 キロワット時につき	-
九州電力管内	1 キロワット時につき	3 厘